

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する中、各種政策の効果もあって緩やかに回復している。しかし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れは我が国の景気を下押しする懸念がある。

中小企業・小規模事業者の動向については、コロナ禍により落ち込んだ売上高は回復しているものの、人手不足が深刻化している。今後の就業者数の確保が困難となる中、競争力を維持していくためには、省力化投資や単価の引上げを通じて生産性を向上させていくことが求められている。特に、小規模事業者は、中小企業と比べ、依然として厳しい経営環境にあり、適正な価格設定や顧客ターゲットの明確化に取り組むことで、売上の増加につなげていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、東京都は、都民の定住確保、中小企業の支援及び過重な負担の緩和等を目的として、「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税負担水準の上限引下げ措置」を実施しているところである。

これらの軽減措置が廃止となれば、区民の生活や中小企業・小規模事業者の経営は厳しいものとなり、ひいては地域経済の活性化に悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

よって、本区議会は、東京都に対し、下記事項について令和7年度以降も継続するよう強く求めるものである。

記

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を

65％に引き下げる減額措置

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年10月21日

江東区議会議長 山本 香代子

東京都知事 宛て